平成２４年（フ）第２０１号
長野市三輪５丁目４番0208号
破産者　保科　高志
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
長野市大字高田779番地１　サニーハイツ高田207号
破産者　青木　吉秋
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１９号
大阪府東大阪市山手町９番４号、開始決定時の住所名古屋市中区丸の内１丁目９番21号丸の内ＩＨビル702号
破産者　近江牛炭火焼肉いちねん屋・明石焼たこ半（ＴＡＫＯＨＡＮ）こと　加納　史弥
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０２６号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
破産者　三宅　典史
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８０号
大阪市東淀川区東中島１丁目14番１―309号、前住所大阪府吹田市江坂町３丁目62番１―407号
破産者　徳山　直清
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６０号
大阪府箕面市瀬川１丁目５番16号
破産者　村田　勝彦
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４３７号
大阪市西成区千本南１丁目15番21号、開始決定時大阪市西成区千本南１丁目４番17号
破産者　吉田美佐子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６０８号
大阪府高槻市奈佐原１丁目１番　高槻・阿武山四番街　第402号棟第204号室、開始決定時大阪府高槻市塚原５丁目20番15号
破産者　岡　　伸好
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８４１号
大阪府八尾市東太子１丁目２番25―301号
破産者　日高佐智代
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３３３号
大阪府豊能郡豊能町光風台１丁目７番地の８
破産者　青木設備こと　青木　征明
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７４８号
大阪市東成区東中本２丁目16番19―903号
破産者　宏栄紙工芸こと坂平富栄こと　金　留栄
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７１号
神戸市長田区房王寺町７丁目12番10号　クリスタルハーモニー西館202号、従前の住所兵庫県明石市魚住町西岡1915番地の５
破産者　坂本　悦子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５号
高知市宮前町82番地　ヒルサイド小高坂401号
破産者　河合　隆喜
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６４号
福岡県久留米市上津町1690番地２
破産者　中川原定光
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１８１号
福岡県久留米市田主丸町田主丸1224番地94、前住所福岡県久留米市田主丸町石垣640番地16
破産者　岸田　賢二
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１５号
北海道沙流郡日高町富川東２丁目６番10―201号
破産者　関口　憲一
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係